

「野村の証券取引約款(法人のお客様用)」等の一部改定について

新	旧
<p>第1章 基本約款 第6条 (金銭の振込先指定方式) <u>(1) (省略)</u> <u>(2) (削除)</u></p> <p>第4章 金銭の振込先指定方式に係る約款 第2条 (削除)</p>	<p>第1章 基本約款 第6条 (金銭の振込先指定方式) <u>(1) (省略)</u> <u>(2) 前項の承諾を行う場合、振込指定口座として取扱う口座を記した書面を送付しますので、万一内容に相違があるときは、速やかに当社にご連絡ください。</u></p> <p>第4章 金銭の振込先指定方式に係る約款 第2条 (振込指定口座の変更) <u>振込指定口座を変更する届出をいただいた場合、変更後の振込指定口座として取扱う口座を記した書面を送付しますので、万一内容に相違があるときは、速やかに当社にご連絡ください。</u></p>
<p>【最良執行方針】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1.~4.(省略)</p>	<p>【最良執行方針】</p> <p><u>弊社では、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券のご注文を受託した際に、お客様から取引の執行方法に関するご指示がない場合は、以下の方針にしたがって執行することに努めます。</u></p> <p>1.~4.(省略)</p>

以上